

群馬県障害福祉従事者等研修事業（スキルアップ研修）委託仕様書

1 事業名

令和6年度障害福祉従事者等研修事業（スキルアップ研修）

2 委託期間

契約締結日～令和7年3月31日

3 委託事業の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下、「障害者総合支援法」という。）に基づき、相談支援に従事する者、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）の資質向上を図ることを目的とする。

4 委託研修の内容

（1）意思決定支援研修

国が示す標準的なカリキュラム（別紙1）の内容を参考にして実施

（2）ファシリテーション研修

相談支援従事者向け研修、サービス管理責任者向け研修等において、講師又は演習講師を務めるために必要なファシリテーション技術等を習得するためのカリキュラムを実施

（3）障害児支援研修

国が示す標準的なカリキュラム（別紙1）の内容を参考にして実施

5 開催回数

各研修とも講義等1回以上

6 開催時期

令和6年5月1日～令和7年2月28日の間。なお、開催時期は群馬県と協議の上、決定

7 委託事業の内容

ア 4の（1）から（3）に掲げる研修に付帯する一切の業務。具体的には、次の業務等を想定している。

- ・研修の企画
- ・会場の確保（会場使用料の支払い含む）
- ・講師の確保
- ・受講希望者の募集、開催通知の発送、問い合わせに対する対応
- ・研修の申し込み受付、受講の決定（非決定）通知の発送
- ・講師との一切の調整及び必要に応じて打合せ会議の主催
- ・研修資料の作成及び配布
- ・研修当日の会場設営及び撤収、受付業務、研修進行
- ・受講費用の徴収業務
- ・各研修修了証書交付対象者一覧の作成
- ・講師謝金等支払業務
- ・アンケート調査等集計業務

イ 研修の開催場所は群馬県内の会場とすること。

ウ 受託者は、研修運営等に要する実費相当部分に係る経費について、研修受講者から徴収した受講費用を充てることとする。実費相当部分に係る経費とは、資料印刷費、会場使用料、備品レンタル代、講師謝金及び旅費、配信動画利用料等とする。実費相当分に当たる経費か否か疑義が生じた場合には、速やかに群馬県へ報告し、指示を受けること。

ただし、市町村職員が聴講生として受講する場合は、受講費用を徴収しないこと。

エ 各研修の修了証書の作成は群馬県が行う。

ただし、修了証書交付対象者一覧は受託者が作成し、群馬県に提出すること。

オ ア～エに記載のない事項や疑義がある場合は、適時、群馬県と協議し、決定すること。